

研究発表 (2)

専門職団体としての香港図書館協会と JLA の比較

大城 善盛

(元同志社大学教授)

Comparison of Hong Kong Library Association and Japan Library Association as a professional body

By Zensei OSHIRO

(Former Professor at Doshisha University)

1 はじめに

私は日本の司書の専門職化に関心を持っている。そして、専門職化に関しては職能団体が大きな役割を果たすであろうという理解の仕方をし、図書館の専門職団体についていろいろ調査・研究している。因みに、アメリカ合衆国の専門職団体であるアメリカ図書館協会 (American Library Association, 以下 ALA) やオーストラリアの専門職団体であるオーストラリア図書館情報協会 (Australian Library and Information Association) と日本の専門職団体である (もしくはあるべき) 日本図書館協会 (以下, JLA) を比較すると、その両者には会員やガバナンス (運営) の部分で大きな相違があることが分かった 1)。

その相違から、図書館関係ではアジアには欧米とは異なる専門職団体の特徴があるかも知れないと思うようになった。2019 年 7 月に台湾国立師範大学で I-LISS の International Conference on Library and Information Science が開催され、筆者も日本支部の一員として参加した。台湾図書館協会の会長の流暢な英語での挨拶もあり、台湾図書館協会にも関心を持つようになった。しかし、インターネットで関連文献を検索したところ、英語しか読めないため、十分な情報を得ることができなかった。

長い間英国の統治下にあった香港の図書館協会ならば、英語での情報も得られると思い検索したところ、ある程度十分な情報が得られた。それが、専門職団体としての香港図書館協会 (Hong Kong Library Association, 以下 HKLA) を取り挙げ、JLA と比較した理由である。

先行研究に関しては、JLA に関する研究は多くあるが 2)、「専門職団体としての JLA の研究」となると皆無である。また、HKLA に関する日本語の先行研究は皆無である。

この発表では、両組織における会員になるための要件と、それら会員の権利を考察した。そして、専門職団体としてどの組織が望ましいかを考察した。

2 HKLA と JLA の 2 つの団体の目的

2.1 HKLA の目的

最初に、HKLA と JLA の両組織がどのような目的のもとに組織化されているか、を見る。HKLA の定款には、目的 (Objectives) として次のようなことが記されている 3)。

- 1) 香港における情報・図書館サービスを促進する政策を奨励すること。それにはサービス指針や基準も含まれる。
- 2) 香港内、または中国やその他の国々とコミュニケーション・ネットワークを構築する。
- 3) 香港で図書館職や情報職に就いている人たちの関心を合体させて促進し、会員の関心事を確実に代表すること。
- 4) 香港における図書館職や情報職のための専門職教育を奨励すること。

2.2 JLA の目的

JLA の定款には、JLA の目的として次のように記されている 4)。

第 3 条 この法人は、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、公民館図書室、国立国会図書館、その他の読書施設並びに情報提供施設（以下「図書館」という。）の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化及び学術並びに科学の振興に寄与することを目的とする。

2.3 HKLA と JLA の目的の比較

HKLA と JLA の両組織に、情報・図書館サービスを促進することによる国民（市民）に貢献するという主旨の目的が読み取れる。しかし、HKLA が図書館職や情報職へ言及し、その職に就く人たちの養成（教育）まで言及しているのに対し、JLA にはそれらに関する記述は全くない。

3 HKLA と JLA の会員

3.1 HKLA の会員

HKLA の web サイト “Membership” に、会員のことについて以下のように記されている 5)。

（HKLA では会員を正会員 (full member)、準会員 (associate member)、通信会員 (correspondence member)、学生会員 (student member)、機関・団体会員 (institutional member)、の 5 つのカテゴリーに分けられている。）

3.1.1 正会員

正会員には、1) 名誉特別会員 (honorary fellow), 2) 特別会員 (fellow), 3) 専門職会員 (professional member), の3種がある。

1) 名誉特別会員とは、図書館職や情報職に就いている人で名誉特別会員に値する、もしくは HKLA に対して高い功績を挙げ名誉特別会員に値する人、と HKLA 理事会 (HKLA Council) が判断し、総会での3部の2の賛成票を得た人。

2) 特別会員とは、次の要件を満たした人のことである。

a) イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等で10年以上の専門職としての勤務経験があり、

b) 且つ、香港でも最低3年間の専門職経験と、なお且つ HKLA 会員であり、その上、理事会もしくは委員会のメンバーを最低2ヵ年務めており、

c) 且つ、理事会のメンバーの大多数が特別会員に値すると決めた人。

3) 専門職会員とは、次の要件を満たした人のことである。

a) 他国の専門職団体によって認められた図書館学もしくは情報学の資格を有している人（修了している人）。

b) (もしくは) 正式な図書館学もしくは情報学の教育を受けて、それが HKLA 理事会によってアカデミックな資格に相当するものと認められ、なお且つ、学士号以上の資格を有している人。

c) (準会員の場合は) 学士の資格を有し、HKLA 理事会が認める図書館もしくは情報の職務に従事し、なお且つ3年以上準会員である人。

d) (準会員の場合、もしくは) 香港政府によって教員として登録され、HKLA 理事会が認める図書館もしくは情報の職務に専任として従事し、なお且つ3年以上準会員である人。

e) 司書教諭 (teacher librarian) の場合、学校図書館学で HKUSPACE (香港大学公開教育部) の修了証を有し、且つ学士号以上の資格を有し、なお且つ HKLA 理事会が認める図書館もしくは情報の職務に専任として2年以上従事している人。

3.1.2 準会員

準会員とは、HKLA 理事会が認める図書館、情報センター、もしくはそれら関連の職務に従事しているが、正会員になる資格を有しない人。

3.1.3 通信会員

通信会員とは、個人会員の資格を有しているが、香港に住んでいない人、もしくは、HKLA 理事会が認める図書館もしくは情報の職務には勤務していない人。

3.1.4 学生会員

学生会員とは、現在、図書館アシスタント (library assistant) のための資格証プログラムに在籍している人、もしくは図書館学 (librarianship) の修了証プログラムに在籍している人、もしくは図書館学もしくは情報学 (librarianship or information studies) 関連の他のプログラムに在籍している人。

3.1.5 機関・団体会員

機関・団体会員とは、図書館もしくは情報サービスに関心を有する図書館、協会、法人もしくは法人団体。

3.2 JLA の会員

JLA は、その定款で会員を、次のように正会員、準会員、賛助会員の 3 カテゴリーに分けている 6)。

3.2.1 正会員

正会員には個人会員と施設等会員の 2 種がある。

- 1) 個人会員とは、JLA の目的に賛同して入会した個人（準会員に該当する者を除く。）
- 2) 施設等会員とは、JLA の目的に賛同して入会した図書館の施設を有する法人又はその他の団体。

3.2.2 準会員

JLA の目的に賛同して入会した個人であって学生である者。

3.2.3 賛助会員

JLA の事業を賛助するために入会した法人又は個人。

3.3 HKLA と JLA の会員の比較

HKLA が正会員を個人会員とし、その個人会員を基本的に図書館学もしくは情報学で学士レベル以上を修了した個人を対象としているのに対し、JLA では学生を除くあらゆる成人を基本的に対象としている。なおかつ、図書館などの施設を有する法人なども正会員にしている。その相違は大きな意味を有し、次節でその相違の意味を考察する。

4 HKLA と JLA のガバナンス（運営体制）

4.1 HKLA のガバナンス（運営体制）

HKLA の定款によると、運営の最高責任者（組織）は理事会 (The Council) である。理事会は役員（会長、副会長、事務局長、財務部長）と総会で選出される 11 人以下の会員によって構成される。その会員に成る資格は正会員のみであり、また、総会で選出する権利は正会員のみが有する。準会員、学生会員、機関・団体会員は理事を選出する権利を有しない 7)。

4.2 JLA のガバナンス（運営体制）

JLA の定款は、ガバナンス（運営体制）に関して次のように規定している 8)。

（代議員）

第 13 条 この法人に代議員を置く。代議員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする（後略）。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（中略）に規定する社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 正会員は、第 3 項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。

（役員の設置）

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名以上 2 名以内を法人法に規定する代表理事とする。代表理事のうち 1 名を理事長とする。他の 1 名を副理事長とすることができる。

また、JLA には、「理事及び監事選任規程」があり、次のように記している 9)。

第 8 条 理事及び監事の候補者は、代議員が推薦するものとする。ただし、理事長は、理事会の議決を経て、代議員総会に対し理事及び監事の候補者を推薦することができる。

第 11 条 理事及び監事の選任は、当該代議員総会において、候補者ごとに、出席代議員全員による投票によることとし、出席代議員の過半数の得票を得た者は信任されたものとする。

4.3 HKLA と JLA のガバナンス（運営体制）の比較

HKLA の最高責任者である理事会に関して、準会員や施設会員は被選挙権も選挙権もない。それに対して、JLA では図書館情報学の素養のない人や司書資格のない人も正会員になることができ、理事になる権利も理事を選出する権利も有している。また、図書館の施設を有する法人なども正会員になれるために、そのような法人も理事になる権利も理事を選出する権利も有している。

5 ディスカッション

以上、HKLA と JLA の両組織における会員になるための要件と、会員の権利（特に運営の最高責任組織の一人になる権利とその一人を選ぶ権利）を考察した。この両組織を専門職団体として理解した場合、いずれの組織が専門職団体により適合しているのであろうか。

その際には、「専門職団体」についてある程度概念を有する必要がある。因みに、春田和男は2006年の論稿で、市川が専門職団体という視点から「日本図書館協会は図書館という施設の組織体なのか、図書館員の団体なのか、よく分らない」と記述しているのを、先行研究として取り上げているが、春田が「専門職団体」という用語に対して明確な概念を持っていなかったせいと推察されるが、「協会は、司書だけが会員になることのできる専門職団体や図書館施設だけから成る組織、あるいはその両者が合同した組織ではない、と少し意味不明の結論を出している10)。

香港と関連の深いイギリスの図書館情報専門家協会 (Chartered Institute of Library and Information Professionals, 以下 CILIP) の例を見ると、“Royal Charter” という web サイトに次のように記している11)。

CILIP は、情報専門職とライブラリアンのために結集し、支援し、唱導することに専念する世界で唯一の王の勅許を得た団体である。その目的は、図書館と情報サービスの設置及び開発により教育と知識を促進し、また情報学を進展させることによって、公衆の便益のために働くことである。(後略)

この勅許の下で、CILIP は次のような権利を有している。

- 1) 情報専門職の専門職団体として行動すること。
- 2) 専門職教育と訓練を促進すること。
- 3) 会議や行事を開催すること。
- 4) 専門職のスキル、資格、認証を支援すること。
- 5) 図書館学と情報学の研究と調査を支援すること。
- 6) 図書館情報専門職に影響する法律を調査すること。
- 7) 適切な図書館・情報サービスを奨励すること。
- 8) 実践者名簿を維持すること。
- 9) 外国の専門職団体と国際的な連携を維持すること。
- 10) 会員へのサービスや支援をすること。

11) 運営を維持するために商業活動を行うこと。

会員に関しては、CILIP は個人会員と団体会員にカテゴリー化している。個人会員は、以下のよう
に種類分けされている 12)。

[個人会員]

- 1) 普通会員 (ordinary member) ⇒ 認証 (certification) や勅許 (chartership) の資格を有し
ない会員
- 2) 認証会員 (certified member) ⇒ ACLIP (Certified Affiliate of Library and Information
Professional) のステータスを有する会員
- 3) 勅許会員 (chartered member) ⇒ MCLIP (Certified Member of Library and Informa-
tion Professional) のステータスを有する会員
- 4) 勅許フェロー (chartered fellow) ⇒ FCLIP (Certified Fellow of Library and Information
Professional) のステータスを有する会員
- 5) 名誉フェロー (honorary fellow) ⇒ Hon FCLIP (Honorary Certified Fellow of Library
and Information Professional) のステータスを有する会員

[団体会員]

団体会員 (organisation member) ⇒ 図書館や情報サービスに関心を有する法人、協会及び
他の組織

ガバナンス（運営体制）に関しては、理事会 (the Board) が最高責任組織であり、15 人以内の理
事で構成され、そのうち 12 人は総会で選ばれ、3 人は理事会で選ばれる。総会で選ばれる理事に関
して、18 歳以上のすべての個人が理事に立候補し、また理事を選ぶ権利を有している。しかし、団
体会員（その代表）は理事に立候補することはできず、また理事を選ぶ権利も有しない 13)。

上記の CILIP に関する記述から言えることは、HKLA と CILIP は個人会員のカテゴリー化に相
違があり、また個人の権利においても相違があるが、団体会員に対しては理事になる権利や理事を選
ぶ権利も与えていない、ということである。

そのようなことから、JLA が個人会員と施設等会員を正会員にし、同等の権利を与えていること
に、専門職団体としては問題であるような気がする。

因みに、フィリピンの専門職団体であるフィリピン・ライブラリアン協会 (Philippine Librarians
Association, 以下 PLAI) は専門職団体としてはハイレベルにあるように思われる。フィリピンでは
ライブラリアンが国によって専門職として認定され、国の国家試験を合格した人のみがライブラリア
ンとして就職することができる。また、国によって専門職員協会（具体的には「フィリピン・ライブ
ラリアン協会」）の設置を義務付けられ、ライブラリアンはその協会に加盟しなければならない 14)。

因みに、フィリピン・ライブラリアン協会の会員は次のようになっている 15)。

- 1) 通常会員 (Regular Member) ⇒ 専門職規制委員会 (Professional Regulation Commis-
sion) によって発行される登録資格証 (certificate of registration) を有するライブラリ
アン。

- 2) 名誉会員 (Honorary Member) ⇒ フィリピンの図書館職 (librarianship) に大きく貢献したと国家委員会 (National Board) によって認識され、協会の名誉会員に値すると認められた人。(ガバナンスの役を果たす) 理事会 (the Board) や委員会 (the Council) に対して、被選挙権も選挙権も有しない。
- 3) 維持会員 (Sustaining members) ⇒ 協会の目的やプログラムに関心のある企業、機関や協会。理事会 (メンバー) や委員会 (メンバー) に対して、被選挙権も選挙権も有しない。

6 まとめ

以上、専門職団体としての HKLA と JLA の比較を試みた。専門職団体としての HKLA と JLA の比較と言ってもいろいろな比較の方法があると思われるが、この発表では、会員の構成と会員の権利について比較を試みた。

その結果、JLA が図書館の施設を有する法人なども正会員として取り扱い、そのような法人がガバナンス（運営体制）に責任を有する人に対する被選挙権や選挙権を有するのに対し、HKLA では準会員、学生会員、機関・団体会員はガバナンス（運営体制）に関係する理事になる資格を有せず、選出する権利も有していないことが分かった。

因みに、イギリスの例を見ると、CILIP は会員を個人会員と団体会員にカテゴリー化し、個人会員はさらに多くの種類にカテゴリー化しているが、18 歳以上の個人会員はガバナンス（運営体制）に関係する理事を選出する権利を有している。しかし、団体（組織）会員はそのような権利を有していない。

フィリピンの PLAII は、通常会員、名誉会員、維持会員にカテゴリー化し、通常会員にのみ理事を選出する権利を与えている。

このように、現実には様々な態様の専門職団体がある。そして、PLAII が専門職団体としては純度が高いように思われる。しかし、現代社会で図書館サービスの向上、専門職やライブラリアンの維持・発展を考慮した場合、HKLA、CILIP、PLA のいずれが専門職団体として望ましいか、一概には言えそうもない。しかしまた、JLA の会員構成法や会員の権利の与え方には専門職団体としては問題があるように思われる。

因みに、根本彰は、図書館専門職を目指す際の JLA のあり方として、次のように述べている 16)。

日本の図書館職を支える組織である日本図書館協会は、館種を超えた図書館関係者が集まり議論する場になっている。しかしながら、現実的には、設置の法的根拠、館種における設置者の違いの壁等によってばらばらになっている部分があることは、多くの関係者が感じている。筆者は真の専門職を目指すなら、こうした既存の制度、依存の構造を超えた単一の職域をつくっていくことが必要であると考えます。

その考え方に対しては、筆者はいくぶん異なった意見を有している。図書館専門職化を成し遂げているアメリカでも、設置の法的根拠はそれぞれ異なっている。しかし、単一の職域をつくるのに成功している。その主要因は ALA が中心になって、図書館業務を専門的業務と非専門的業務に分類し、

それぞれの養成制度を確立したことにある、と推察する 17)。そのように推察すると、専門職団体としての JLA の最も大きな問題は、上記したような会員の構成法や会員の権利の与え方にあると思われる。

注および引用文献

- 1) 大城善盛, 山本貴子『21 世紀の図書館職員の養成：アメリカとオーストラリアを事例に』日本評論社, 2016.
- 2) 具体例としては次のような文献がある。春田和男「日本図書館協会の会員と役員の構成に関する考察」『日本図書館情報学会誌』 52(9), 2006.9. p.152-172. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jslis/52/3/52_KJ00005288762/_pdf>. [引用日: 2019-10-05]
- 3) Hong Kong Library Association, *Constitution of Hong Kong Library Association*. <<https://hkla.org/about-us/constitution/>>. [引用日: 2019-10-02] なお, HKLA は 1958 年, 香港大学図書館長の提唱により, 40 人の図書館・情報関係者によって結成された。
- 4) 日本図書館協会『公益社団法人日本図書館協会定款』 <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/aboutJLA/01teikan_2014.01.10.pdf>. [引用日: 2019-10-15]
- 5) Hong Kong Library Association, *Membership*. <<https://hkla.org/membership/membership-categories/>>. [引用日: 2019-10-05]
- 6) 日本図書館協会, 前掲 4).
- 7) Hong Kong Library Association, *op. cit.* 3).
- 8) 日本図書館協会, 前掲 4).
- 9) 日本図書館協会『公益社団法人日本図書館協会理事及び監事選任規程』 <<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/aboutJLA/05%20rijikanjisennin.pdf>>. [引用日: 2019-10-11]
- 10) 春田和男, 前掲 2).
- 11) Chartered Institute of Library and Information Professionals, *Royal Charter*. <<https://www.cilip.org.uk/page/RoyalCharter>>. [引用日: 2019-10-06]
- 12) Chartered Institute of Library and Information Professionals, *CILIP General Regulations*. <https://archive.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/CILIP%20General%20Regulations%20adopted%20November%202014_0.pdf>. [引用日: 2019-10-06]. なお, 三輪眞木子が 2015 年の論稿「海外における「図書館情報専門職」の質保障とコンピテンシ」でイギリスのライブラリアンの状況を記しているが, 情報は古く, 2014 年の時点で三輪が記す状況は大きく変化している。参照: 三輪眞木子「海外における「図書館情報専門職」の質保障とコンピテンシ」『情報の科学と技術』 65(2), 20115, p.71-78. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/65/2/65_KJ00009783573/_pdf/-char/ja>. [引用日: 2019-10-11]
- 13) Chartered Institute of Library and Information Professionals, *CILIP General Regu-*

- lations*. <https://archive.cilip.org.uk/sites/default/files/documents/CILIP%20General%20Regulations%20adopted%20November%202014_0.pdf>. [引用日: 2019-10-08]
- 14) Philippine Librarians Association, *Articles of Incorporation and By-laws*. <<http://plai.org.ph/about-plai/articles-of-incorporation-and-by-laws/>>. [引用日: 2019-10-08]
- 15) Philippine Librarians Association, *Membership*. <<http://plai.org.ph/membership>>. [引用日: 2019-10-08]
- 16) 根本彰 「単一職域の図書館専門職を目指して：中長期的課題を考える」『図書館雑誌』 110(10), 2016, p.627-31.
- 17) アメリカにおける図書館専門職制度の確立に関しては、次の拙稿を参照：大城善盛「1992 年 ALA の図書館・情報研究の修士プログラム認定基準とその改定の背景」『Journal of I-LISS Japan』 2(1), p.3-25.